

広島県立高等学校生徒を対象とした公開授業に関する協定書

一般社団法人教育ネットワーク中国（以下「教育ネットワーク」という。）の加盟校を甲とし、広島県教育委員会を乙として、甲と乙は、甲が提供する公開授業を、乙が所管する高等学校の生徒（以下「高校生」という。）が受講することについて、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 甲は、甲が提供する公開授業に高校生を受講生として受け入れることにより、高校生に大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供し、高校と大学との円滑な接続を図る。

（公開授業の種類）

第2条 公開授業は、次の二種に区分する。

(1) 単位認定を伴う授業（科目等履修生として取り扱う）

なお、単位認定を行う加盟校は別表に記載する。

(2) 単位認定を伴わない授業

（公開授業の提示）

第3条 甲は、高校生を受講生として受け入れる公開授業の授業科目名並びに受け入れ可能人数等について、あらかじめ乙を通じて、乙が所管する高等学校に提示する。

（受講生の推薦）

第4条 乙が所管する高等学校は、甲が前条により提示した人数の範囲において、提供された公開授業の授業科目を履修するに必要な意欲・適性・能力をもった高校生を甲に推薦する。

（受講生の受入れ）

第5条 甲は、前条により推薦された高校生を、公開授業の授業科目の受講生として受け入れる。

2 前項にかかわらず、受講生が科目等履修生として授業科目を受講する場合は、教育ネットワークが作成した所定の志願書を提出し、甲の審査に合格しなければならない。

3 科目等履修生の受入れは、甲が高校生の所属する高等学校を通じて本人に通知するものとする。

（賠償責任保険等）

第6条 乙は、受講生に対し、賠償責任保険等に加入させる。

（受講料等）

第7条 受講生は、甲の定める受講料又は科目等履修料を甲に納付する。

2 受講生は、公開授業の授業科目の担当教員が指示するテキスト代等を負担する。

（図書館等の利用）

第8条 受講生は、甲が設置する附属図書館等の施設のうち甲が利用することを認める施設を利用することができる。

（規則等の遵守）

第9条 受講生は、甲の諸規則を遵守しなければならない。

（修了証書）

第10条 甲は、受講生に対し、公開授業の授業科目の受講状況を確認のうえ、修了証書を交付する。

(単位の認定)

第11条 甲は、甲の規定により、受講生が科目等履修生として修得した単位の認定を行うことができる。

2 甲は、前項の単位の認定を行った場合、受講生の所属する高等学校を通じて本人に通知するものとする。

(公開授業の報告)

第12条 甲は、提供した公開授業の授業科目について、志願者数、受け入れ生徒数及びその単位認定の状況を教育ネットワークに報告するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を有し、有効期間は1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の4か月前までに、甲と乙のいずれからも改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他必要事項)

第14条 本協定書の甲の記名・押印は、教育ネットワークの代表理事が甲を代表して行う。

2 別表に記載の単位認定加盟校名の変更は、教育ネットワークの理事会において行い、変更があり次第、速やかに乙に報告するものとする。

3 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成26年12月 2日